

平成27年度

生活支援コーディネーター研究協議会  
～すすめよう、住民主体の地域づくり～

期日 平成 27年10月15日(木)  
会場 全国社会福祉協議会 灘尾ホール  
主催 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
運営企画 新地域支援構想会議

目次(敬称略)

開会あいさつ

公益財団法人さわやか福祉財団 会長 堀田力  
公益財団法人みずほ教育福祉財団 理事長 森  
信博

行政説明 「新しい総合事業をめぐる動向と生活支援コーディネーターへの期待」

厚生労働省 老健局振興課長 辺見聡

シンポジウム

「新しい総合事業の展開と地域づくりの戦略」

シンポジスト

練馬区高齢者施設担当部長 古橋千重子  
津幡町地域包括支援センター 寺本紀子  
名張市地域包括支援センター センター長 田中明子  
コーディネーター  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長 渋谷篤男

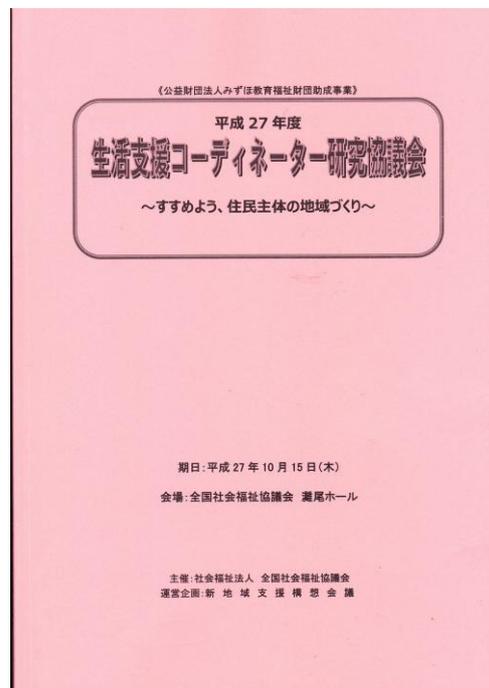
実践報告

「協議体と生活支援コーディネーターの活躍の実際」

報告者

NPO法人 NPOサポートはこだて 理事 丸藤競  
北九州市社会福祉協議会 地域福祉部長 礪田佳宏  
仙台市鶴ヶ谷地域包括支援センター 西谷芽衣  
能美市九谷町地区委員会委員長・福祉推進員 太田俊之  
コーディネーター  
一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 中村秀一

.....  
<編集注:末尾に中村理事長の総括があります。>



## 開会あいさつ

公益財団法人さわやか福祉財団 堀田力会長

みなさん、おはようございます。

本日の会は新地域支援構想会議の主催ですが、実質には全社協のみなさんのたいへんなご努力で開催にいたっております。「新地域支援事業」をしっかりと学び、活かしていきたいという各地のみなさま方これだけお集まりいただいて、いっしょに丸一日考えようという熱意に敬意を表したいと思います。

この新しい事業を始めました去年あたりはまだまだ戸惑いがある、ことしの4月から3年間でということなので心配もありましたが、そこは厚生労働省の各職員のたいへんなご努力があつて、働きかけがあつて、いまでは生活支援体制整備事業は全自治体の半分が手をあげて取り組んでいます。総合事業のほうもかなりの数、取り組んでおられるということで、理解の広がりにはたいへん頼もしい心強いものがあります。

問題は中身として、総合事業といっても自治体と事業者がA型をやっているだけというのでは、なんのための新地域支援事業かわからない。しっかりB型以下の助け合いを地道に真正面から取り組んで、住民の方々からの協力をしっかり得て、むしろ住民の方々の力を引き出して助け合いを広めていく必要があるのではないか。体制整備事業、生活支援コーディネーターや協議体の構成員はただ選ばばいいというわけではなく、実際各地でかなり選ばれてきておりますけれども、なかには肩書指定で選ばれて形式だけ整えたところでは、選ばれたコーディネーターも何をしていいかわからない、自治体のほうも何と取り組んでいいかわからない。そういう自治体も少なからずとはいいませんが、見受けられます。それではなんのための事業かわからない。住民の方々を実質動かし、助け合い活動を広げるような力をもった生活支援コーディネーターや協議体の構成員をしっかりと選んでいく必要があります。

本日のこの講習会は、そのように住民主体で、体制整備活動、総合事業の面でどのように展開していくのか、どのように助け合い、どう取り組んでいくのか。体制整備事業では、住民を動かす方々をどのように選んでいくのか、そうしてそれらの方々がどう動けばいいのか、いまいちはん必要なことについて各地のすばらしい事例が紹介され、それをもとに考えていくこととなります。もとより各地の実情に応じてやる必要があり、それぞれの地域の実情を思いながら取り入れられるやりかたを思い切り吸収していただいて、各地の事業に生かされるようになればと願っております。

いっしょに考えましょう。

## 開会あいさつ

公益財団法人みずほ教育福祉財団 森信博理事長

以下の概要を森理事長が紹介。

平成 27 年 9 月

## みずほ教育福祉財団の概要

設立年月日：昭和 47 年 3 月 30 日

設立経緯：第一勧業銀行（現みずほフィナンシャルグループ）発足を記念して、第一勧業銀行及び第一勧銀心友会（退職者 OB の会）の基金拠出により設立。

設立目的：わが国の文化の発展、社会福祉の増進に寄与することを念願し、初等中等教育並びに社会福祉に関する事業に対しての助成を行う。

沿革： 昭和 47 年 3 月 財団法人はあと記念財団設立、当初基本金 2 億円  
平成 14 年 3 月 財団設立 30 周年記念、基本金 18 億 9,200 万円  
発足以来 30 年間の助成総額 19 億 3,696 万円  
平成 14 年 4 月 みずほフィナンシャルグループの一員となる  
平成 14 年 8 月 財団法人みずほ教育福祉財団に名称変更  
平成 25 年 3 月 発足以来の助成総額 25 億 6,996 万円  
平成 25 年 4 月 公益財団法人に移行

代表者： 理事長 森 信博

役員等： 理事 12 名（理事長 森 信博、副理事長 大黒 昭 他）、監事 2 名  
評議員 12 名、選考委員 7 名

事務局： 5 名、常務理事 兼 事務局長 上田 靖 他

助成事業内容：

平成 27 年度実績（含む予定）

事業助成支出総額 5,500 万円

(1) 初等中等教育助成事業 2,300 万円

山間地・離島等の小・中学校向けへき地教育助成 1,550 万円

（設備助成 650 万円、研究助成 900 万円）

特別支援教育 750 万円

（設備助成 600 万円、研究助成 150 万円）

(2) 高齢者福祉助成事業 2,200 万円

事業助成 2,050 万円

研究助成 150 万円

(3) 配食用小型電気自動車寄贈事業 1,000 万円

## 〔社会福祉関係助成事業〕

### 【高齢者福祉助成事業】

高齢者社会の急速な進展の中、当財団は発足以来一貫して、高齢者にかかわる事業への助成に取り組んできている。

#### 1. 事業助成

- (1) 老後を豊かにするボランティア活動に取り組んでいる、地域の小規模なボランティアグループの活動資金を支援助成。  
⇒ 例年、3月から5月にかけて、応募を実施。(応募申請に際しては、社会福祉協議会からのご推薦が必要)  
平成27年度は128のボランティアグループに対し、1,000万円を助成。
- (2) 高齢者が地域住民同士で交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」関係者が集う「全国研究交流会」の開催費用を助成。
- (3) 「生活支援サービス」や助け合い活動への役割期待が一層高まっている中、「生活支援サービス」等に関わる研究協議会の開催費用を助成。
- (4) 高齢者の元気活動支援事業として、全国老人クラブ連合会および市区町村老人クラブ連合会が主催する「介護予防・健康づくり支援事業」を助成。

#### 2. 研究助成

高齢者福祉全般についての研究活動に対する助成。

平成25年度からの研究課題「80歳代の高齢者の生きがいの持続的促進と社会的対応」

### 【配食用小型電気自動車寄贈事業】

高齢者社会の急速な進展の中、配食サービスは、ひとり暮らしの高齢者等の介護予防や、安否確認並びに孤独感の解消等の役割を担っており、ますます重要な福祉サービス活動となっている。

こうした調理・配食・友愛サービスを積極的に行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車(愛称:みずほ号)を平成15年より寄贈している。

⇒ 例年、3月から6月にかけて、応募を実施(応募申請に際しては、社会福祉協議会からのご推薦が必要)。

平成27年度は「みずほ号」10台を寄贈予定。(累計台数:134台)なお、当該助成事業は、みずほフィナンシャルグループ社員からの募金が主な原資となっている。

(連絡先等) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5 みずほ銀行内

Tel: 03-3596-4531 (代表)、Fax: 03-3596-3574

E-mail: FJP36105@nifty.com、URL: <http://www.mizuho-ewf.or.jp>

以上

## 行政説明

「新しい総合事業をめぐる動向と生活支援コーディネーターへの期待」

厚生労働省 辺見聡 老健局振興課長



# 「新しい総合事業をめぐる動向と 生活支援コーディネーターへの期待」

厚生労働省 老健局振興課

辺見 聡

第109回市町村セミナー  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

## 1. 地域包括ケアシステム構築に向けた介護予防・生活支援の充実

### ■ 今後の生活支援ニーズの拡大と人材不足

#### ◎ 今後、生活支援ニーズは拡大していく

予防給付の対象者は、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援を必要とするケースが大半。  
今後、高齢者の単身・夫婦のみ世帯が増加するに伴い、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していく。

#### ◎ 生活支援ニーズの増加に対してホームヘルパーを中心に介護人材が不足する

今後、認定者が増加する一方で、担い手である生産年齢人口は減少していく。増大する生活支援ニーズに対し、その大部分を従来通りホームヘルパーが担っていくことは人材面で立ち行かない状況になっていくことが予想される。

#### ◎ 中重度の在宅要介護者を支える人材も強化が必要

→ホームヘルパーはより専門性の高い「身体介護」へ

中重度になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、「身体介護」の提供を強化していく必要がある。  
すでに在宅の人材不足が叫ばれる中、ホームヘルパーが身体介護に重点的に取組んでいくためには、生活援助を担う高齢者等の新たな担い手が必要となる。

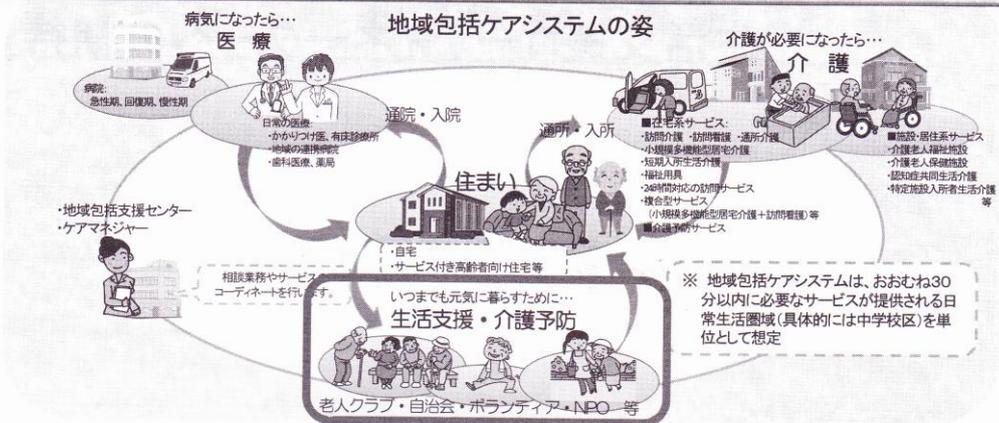
＜生産年齢人口の減少と後期高齢者＞



出所) 国立社会保障人口問題研究所のデータをもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成。  
※2010年を100とした場合の2045年までの推計値

## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



2

## 介護保険制度の改正の主な内容について

### ①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

#### サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

#### ①在宅医療・介護連携の推進

#### ②認知症施策の推進

#### ③地域ケア会議の推進

#### ④生活支援サービスの充実・強化

- \* 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- \* 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

#### 重点化・効率化

- ① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- \* 段階的に移行(～29年度)
- \* 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- \* 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- \* 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

- このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

3

### ②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

#### 低所得者の保険料軽減を拡充

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- \* 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- \* 保険料見直し: 現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
- \* 軽減例: 年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
- \* 軽減対象: 市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

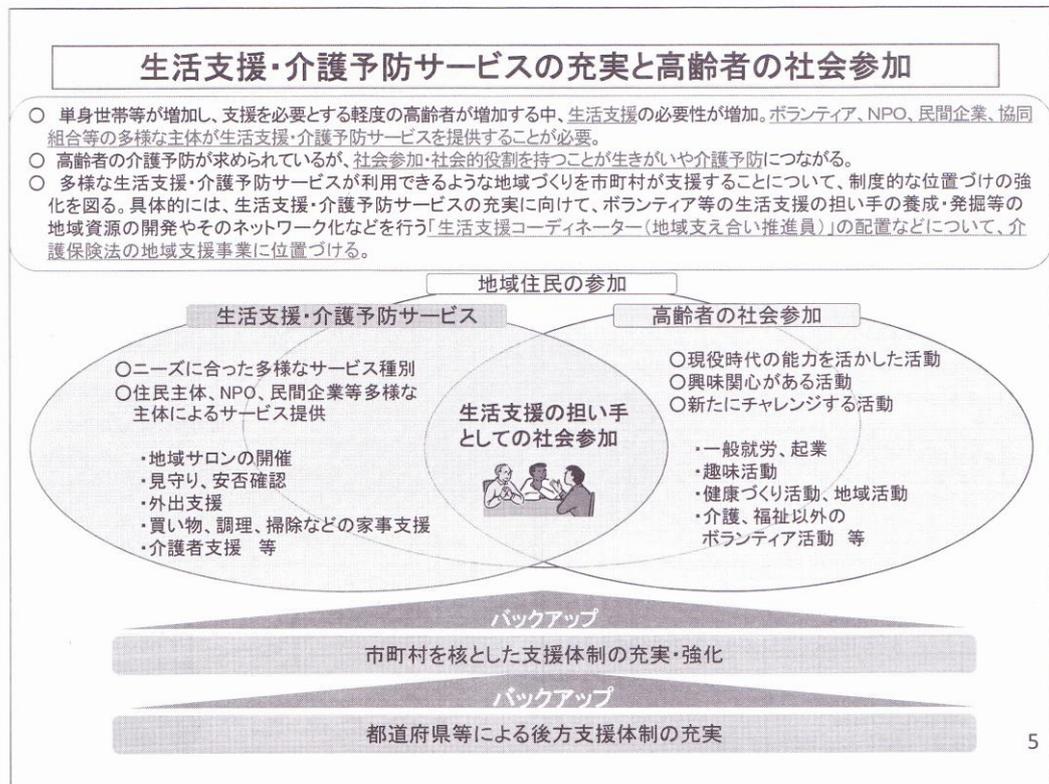
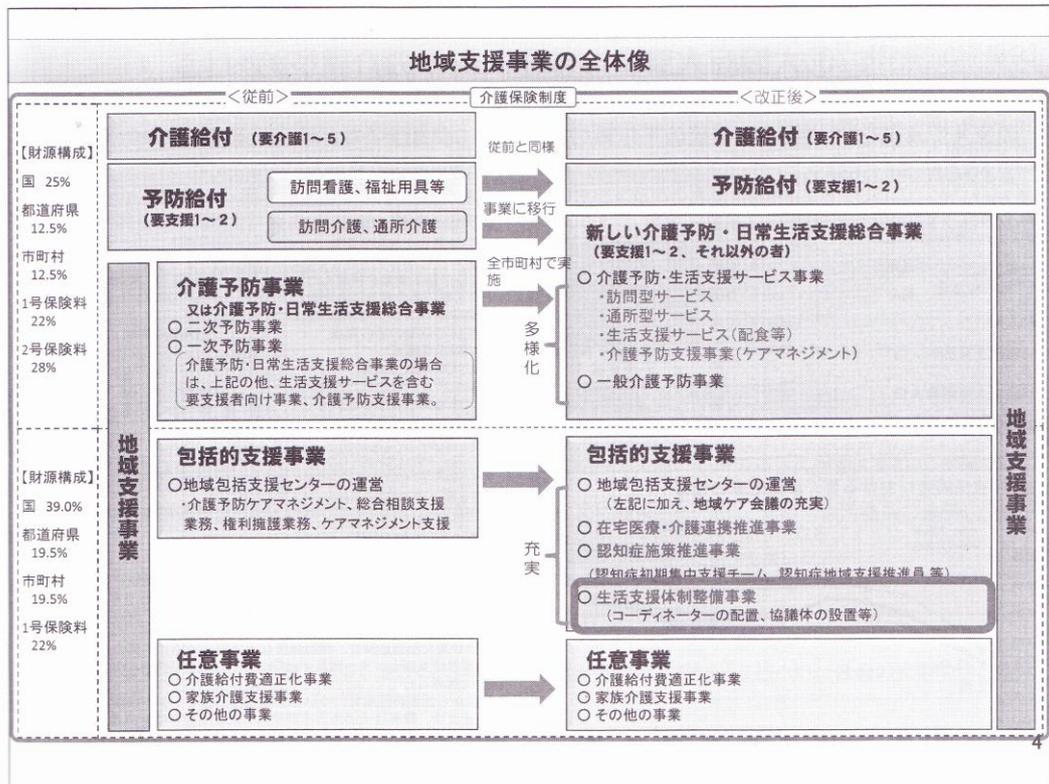
#### 重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- \* 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- \* 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- \* 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- \* 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- \* 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案
- \* 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題



# 第1 総合事業に関する総則的な事項

新しい総合事業の  
ガイドライン

## 1 事業の目的・考え方

### (1) 総合事業の趣旨

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

### (2) 背景・基本的考え方

#### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備を進めていく。

#### ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

#### ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

#### ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

#### ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

#### ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

12

## 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
  - ① 要支援認定を受けた者
  - ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

### (2) 一般介護予防事業

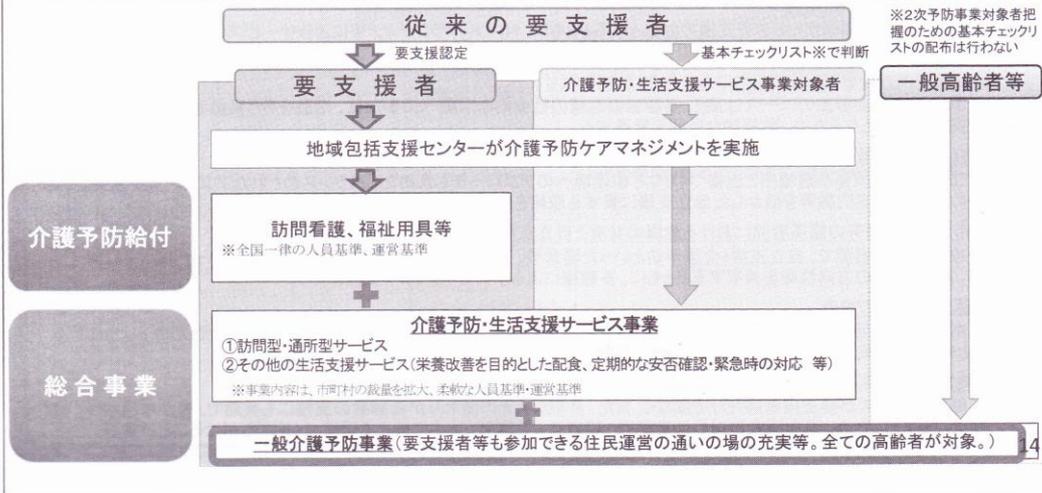
- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

13

## 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



## サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

### ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

## 協議体の目的・役割等について

### 設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

### 役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

### 設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。  
 ※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。  
 ※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

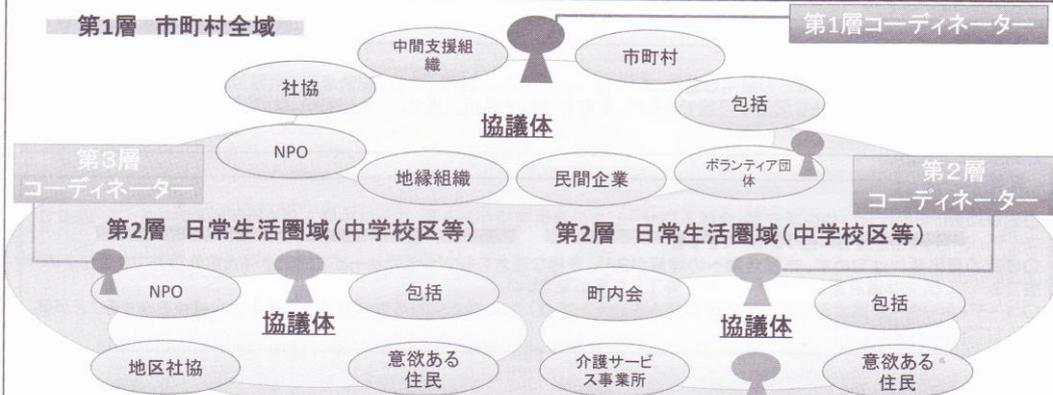
### 構成団体等

- 行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
  - コーディネーター
  - 地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
- ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

22

## コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ（修正版）

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング（利用者へのサービス提供内容の調整）を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される（体制整備事業対象外）



23